

町田市固定資産（土地）評価事務取扱要領を一部改正しました。
なお、改正の概要は、以下のとおりです。

1 改正理由

令和6年度評価替えに伴い、関連する規定を整備する必要があるため、評価方法の見直しを行うため改正するものです。

2 改正内容

改正の内容は、次のとおりです。

- (1) 宅地造成及び特定盛土等規制法施行に伴い災害危険宅地の評価補正の基準を見直します。(第2章第1節IV関係)
- (2) 町田市民有緑地保全地域指定要綱の廃止に伴い民有緑地の評価補正の名称及び基準を見直します。(第2章第1節IV関係)
- (3) ゴルフ場用地の評価に関する宅造費及び造成費に関する規定を改めます。(第2章第4節I関係)
- (4) 土地区画整理事業補正率表を改めます。(第2章別表2-2関係)
- (5) その他文言の整理を行います。

3 施行期日

令和6年4月1日から施行します。